

# 福岡県公報

平成19年10月24日  
第 2 7 4 2 号

## 目 次

告 示 (第1962号—第2006号)

生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	..... 2
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(監査保護課)	..... 3
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(監査保護課)	..... 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	..... 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	..... 4
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	..... 4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 6
土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課)	..... 6
生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	..... 7
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課)	..... 7
生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(監査保護課)	..... 8
生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	..... 8
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課)	..... 8
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	..... 8
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出		

国土調査の成果の認証	(商業・地域経済課)	..... 9
開発行為に関する工事の完了	(農地計画課)	..... 9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 9
保安林予定森林の所在場所等	(都市計画課)	..... 9
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....10
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....10
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....10
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....11
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....11
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....11
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....11
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....12
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....12
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....12
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....13
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....13
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....14
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....14
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....14
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....14
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....15
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....15
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....15
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....16
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....16
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....16
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....17
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....17
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....18
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....18
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	.....18

## 公 告

種畜証明書の交付 (畜産課) .....19  
 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援  
 センターの変更の届出 (新雇用開発課) .....20

## 告 示

福岡県告示第1962号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の  
 指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
大川介87	医療法人緑青会吉原外科胃腸科医院	大川市大字小保177	19・5・1	訪看・居管・短療・療養・予訪看・予居管・予短療
嘉麻介28	菊原内科クリニック	嘉麻市鴨生94-29	19・7・19	居管・予居管
小居24	ハートフルシマダ訪問看護ステーション	小郡市小坂井337-12	19・9・1	訪看・予訪看
大居155	デイサービスセンターだんらん	大牟田市小浜町24-8	19・10・1	通介・予通介
久支77	居宅介護支援事業所ほほえみの郷	久留米市白山町210-7	19・9・1	居支
久居281	訪問介護事業所ほほえみの郷	久留米市白山町210-7	19・9・1	訪介・予訪介
久居282	医療法人天神会デイサービスアルカディア	久留米市宮ノ陣3丁目3-8	19・10・1	通介・予通介
飯居223	ミキヘルパーステーション	飯塚市口原753	19・9・1	訪介・予訪介

田川居224	デイサービスほっと	田川市大字夏吉字塚本263-11	19・6・1	通介・予通介
田川居225	フジ・デイサービスセンター	田川市大字夏吉194-38	19・10・1	通介・予通介
朝倉支20	医療法人社団医王会朝倉健生病院ケアプランセンター	朝倉市甘木151-4	19・9・1	居支
筑居32	デイサービスいちよし	筑後市大字一条505-2	19・9・1	通介・予通介
行居61	デイサービスセンター芭蕉の杜	行橋市大字下津熊939-1	19・9・1	通介・予通介
行居60	ひと息の村療養通所サービス	行橋市行事7丁目25-3	19・9・1	通介
筑紫居43	グループホーム我楽ちくしの	筑紫野市大字山口865-1	18・11・1	認共・予認共
筑紫居42	デイサービスたから	筑紫野市針摺南2丁目12-5	19・9・1	通介・予通介
筑紫支24	ケアプランサービスたから	筑紫野市針摺南2丁目12-5	19・9・1	居支
古居37	デイサービス余香庵	古賀市今の庄1丁目2-12	19・9・1	通介・予通介
粕居58	千鳥橋病院附属粕屋診療所	糟屋郡粕屋町大字仲原2531-1	19・10・1	通り・予通り
女居42	ヘルパーサービスセンター梅花園	八女郡立花町大字下辺春5460-1	18・4・1	訪介・予訪介
田川居223	デイサービス龍	田川郡福智町金田198	19・8・1	通介・予通介
田川支73	田川支援センターおあしす(居宅介護支援事業部)	田川郡福智町伊方4108-1	19・10・1	居支
田川支74	社会福祉法人菊陽会恵苑ケアプランセンター	田川郡福智町伊方827	19・10・1	居支

田川居222	小規模多機能型居宅介護たかみねの里	田川郡大任町大字大行事2745	19・9・1	小居・予小居
春介療3	医療法人平塚整形外科医院	春日市小倉7丁目8	19・8・1	訪看・訪り・通り・居管・短療・療養・予訪看・予訪り・予通り・予居管・予短療
嘉麻居4	たちばな苑デイサービスセンター	嘉麻市上山田木城818-18	18・4・1	通介・予通介
田川介福10	特別養護老人ホーム方信園	田川郡福智町伊方2594	19・8・1	短生・老福

## 福岡県告示第1963号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北支3	千鳥橋病院付属 粕屋診療所	糟屋郡粕屋町仲原2594-1	糟屋郡粕屋町仲原2531-1	19・10・1
北支37	訪問看護ステーションかすや	糟屋郡粕屋町大字仲原字四軒屋2594-1 粕屋診療所内	糟屋郡粕屋町大字仲原2531-1	19・10・1
遠居38	有限会社ヘルパーステーション愛	遠賀郡芦屋町江川台10-1	遠賀郡芦屋町大字芦屋1040-1	19・9・1

## 福岡県告示第1964号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大野支3	喜和会ケアプランサービス	大野城市錦町4丁目3番8号	19・9・8

## 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕介薬95	とまと薬局	糟屋郡志免町大字別府口ノ坪414-1	19・9・30
大居5	有限会社 ハルタリハビリ研究所 福祉事業所	大牟田市大字歴木1807-467	19・10・1
大居10	トリムパークヘルパーサービス	大牟田市藤田町266-7	19・8・31
大居55	クローバー	大牟田市東新町1丁目5-13	19・10・1
春支2	田中整骨院 ケアプランサービス	春日市春日原東町1-12-1	19・8・31

## 福岡県告示第1965号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ダイレックス小郡店
  - (2) 所在地 福岡県小郡市小郡中尾694 - 1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
  - (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
  - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
市のリサイクル事業の1つ「トレー回収」や古紙再生品の販売をお願いしたい。
  - (4) 騒音の発生に係る事項  
室外機、荷捌き作業、駐車場等の騒音に留意し、苦情が発生した場合には誠実に  
対処すること。その他、近隣住民より環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅  
速に対処すること。
  - (5) 廃棄物に係る事項等  
引き続き事業系一般廃棄物としての適正な処理をお願いしたい。
  - (6) 町並みづくり等への配慮等  
意見なし
  - (7) その他  
意見なし

福岡県告示第1966号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の  
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概  
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久  
留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 スーパードラッグコスモス筑後店
  - (2) 所在地 福岡県筑後市大字前津字吉竹341番 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1967号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模  
小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域  
経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日  
平成19年10月9日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 スーパードラッグコスモス平島店
  - (2) 所在地 福岡県久留米市津福本町字平嶋1003番 1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏  
名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年6月10日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,331㎡

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
久留米市津福本町字平嶋1003番1 外	60

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
久留米市津福本町字平嶋1003番1 外	40

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
久留米市津福本町字平嶋1003番1 外	50

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
久留米市津福本町字平嶋1003番1 外	11.71

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 久留米市津福本町字平嶋1003番1 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1968号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成19年10月3日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 シュロアモール筑紫野東側敷地

(2) 所在地 福岡県筑紫野市原田836番地5 外

## 3 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) 筑紫野ドリームモール東側敷地 福岡県筑紫野市原田836-5 外	シュロアモール筑紫野東側敷地 福岡県筑紫野市原田836番地5 外

## 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
(株)レッドキャベツ 代表取締役社長 岩下 義之 山口県下関市山の田本町1-9 (株)西松屋チェーン	(株)レッドキャベツ 代表取締役社長 岩下 義之 山口県下関市山の田本町1-9 (株)西松屋チェーン

代表取締役社長 大村 禎史  
 兵庫県姫路市飾東町庄266番1号  
 (株)マックハウス  
 代表取締役社長 栗原 勝利  
 東京都杉並区梅里一丁目7番7号  
 (株)チヨダ  
 代表取締役社長 船橋 政男  
 東京都杉並区成田東4-39-8  
 (株)ミスターマックス  
 代表取締役社長 平野 能章  
 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号

代表取締役社長 大村 禎史  
 兵庫県姫路市飾東町庄266番1号  
  
 (株)チヨダ  
 代表取締役社長 船橋 政男  
 東京都杉並区成田東4-39-8  
 (株)ミスターマックス  
 代表取締役社長 平野 能章  
 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号  
 (株)ドラッグイレブン  
 代表取締役 本郷 譲  
 福岡県大野城市川久保1丁目2番1号  
 (株)キャンドウ  
 代表取締役 城戸 博司  
 東京都板橋区板橋3丁目9番7号  
 (株)タナカふとんサービス  
 代表取締役 田中 公雄  
 愛知県一宮市天王1丁目4番10号

福岡県告示第1969号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 シュロアモール筑紫野西側敷地

(2) 所在地 福岡県筑紫野市原田836番地4 外

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後
(仮称) 筑紫野ドリームモール西側敷地 福岡県筑紫野市原田836-4 外	シュロアモール筑紫野西側敷地 福岡県筑紫野市原田836番地4 外

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)積文館書店 代表取締役社長 遠藤 光一 福岡県福岡市南区大楠二丁目23番5号 (株)デオデオ 代表取締役社長 友則 和寿 広島県廿日市市木材港南8-22 (株)迫田 代表取締役社長 迫田 博信 鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目9-17	(株)積文館書店 代表取締役社長 遠藤 光一 福岡県福岡市南区大楠二丁目23番5号 (株)デオデオ 代表取締役社長 友則 和寿 広島県廿日市市木材港南8-22 (株)迫田 代表取締役社長 迫田 博信 鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目9-17 (株)フタタ 代表取締役 二田 孝文 福岡県福岡市中央区天神3丁目1番1号 (株)立石光視堂 代表取締役 立石 繁幸 福岡県久留米市中央町35番16号 (有)ビーエフユー 代表取締役 古川 鉄広 福岡県筑後市長浜2222 テレコム三洋(株) 代表取締役 山口 信義 大阪府大阪市北区西天満5丁目9番3号アー ルビル本館5階

福岡県告示第1970号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成19年10月2日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定

により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
前原市土地改良区	農道整備事業 (多久地区)	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成19年10月24日から 平成19年11月21日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (井原地区)	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成19年10月24日から 平成19年11月21日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (王丸地区)	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成19年10月24日から 平成19年11月21日まで	前原市役所

福岡県告示第1971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
朝倉生58	森山内科	朝倉市杷木池田789 - 5	19・9・1
田地生159	医療法人中山医院	田川郡添田町大字庄890 - 5	19・9・1
飯生299	泌尿器科C. U. クリニック	飯塚市吉原町537	19・9・1
田生168	大法山病院	田川市大字猪国690	19・9・1
粕生歯27	かすや歯科クリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原793 - 1	19・9・1
大生薬153	市民薬局	大牟田市原山町19 - 5	19・10・1
大生薬154	さかい薬局原山店	大牟田市原山町18 - 4	19・10・1

大生薬155	橘薬局宝坂店	大牟田市宝坂町2丁目63 - 4	19・10・1
大生薬156	タケシタ調剤薬局大牟田店	大牟田市原山町19 - 9	19・10・1
飯生薬142	あいタウン薬局	飯塚市吉原町6 - 1 あいタウン3 F	19・9・1
宮生薬16	愛調剤薬局	宮若市磯光590	19・7・1
遠生薬60	オンガファーマシーおんが調剤薬局有限会社吉田店	遠賀郡水巻町吉田西4丁目1 - 11	19・9・1
久生訪21	医療法人聖峰会田主丸訪問看護ステーション	久留米市田主丸町益生田882 - 1	18・12・1

福岡県告示第1972号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
朝倉生27	森山内科医院	朝倉市杷木池田字藤田789 - 5	19・8・31
飯生254	泌尿器科C. U. クリニック	飯塚市吉原町537	19・8・31
田生62	大法山病院	田川市大字猪国690	19・8・31
田地生77	中山医院	田川郡添田町大字庄890 - 5	19・8・31
粕生歯24	かすや歯科クリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原793 - 1	19・8・31
八女生歯12	大月歯科診療所	八女市酒井田328 - 8	19・9・2
大生薬124	天洋堂薬局	大牟田市三里町1丁目16 - 10	19・8・31

直生薬36	ナガヤマ薬局	直方市知古1丁目1-10	19・8・30
-------	--------	--------------	---------

## 福岡県告示第1973号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫生122	医療法人うめづ医院	医療法人宝満会うめづ医院	筑紫野市原田2丁目6-12	19・8・17

## 福岡県告示第1974号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
古生マ10	田口悟（中嶋施術所）	古賀市花鶴丘2丁目5-4	19・9・10
久生柔65	末吉希望（健順堂整骨院上津院）	久留米市上津1丁目23-6	19・10・1
久生柔66	岩永義徳（いわなが整骨院）	久留米市櫛原町52	19・10・3
飯生柔30	土田圭太（みのり鍼灸整骨院）	飯塚市東徳前6-18	19・8・21
大川生柔12	田中和樹（あおば整骨院）	大川市大字道海島579-1	19・10・1
遠生柔12	川原俊雄（かわはら整骨院）	遠賀郡岡垣町海老津駅前10-16	19・10・1

み生柔11	谷口勝哉（陽だまり整骨院）	みやま市瀬高町下庄1534-1	19・10・1
-------	---------------	-----------------	---------

## 福岡県告示第1975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
古生マ9	渡邊誓（中嶋施術所）	古賀市花鶴丘2丁目5-4	19・9・13
久生柔54	田中光夫（田中整骨院）	久留米市上津1丁目23-6	19・9・30
像生柔26	菊地國夫（菊地接骨院）	宗像市自由ヶ丘3丁目3-10	19・7・31

## 福岡県告示第1976号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 大野城サティ
- (2) 所在地 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 福岡県告示第1977号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成19年10月10日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 第2グリーンプラザビル

(2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目1番

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
福岡市博多区博多駅前二丁目12番10号 西部日本エンタープライズ株式会社 代表取締役 手島 貞勝	福岡市博多区博多駅前二丁目12番10号 西部日本エンタープライズ株式会社 代表取締役 手島 千恵子	平成18年3月17日
福岡市博多区博多駅前二丁目12番10号 西部日本エンタープライズ株式会社 代表取締役 手島 千恵子	福岡市博多区博多駅前二丁目12番10号 西部日本エンタープライズ株式会社 代表取締役 手島 友一朗	平成19年6月29日

## 福岡県告示第1978号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土

調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
糟屋郡久山町	平成17年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	大字久原の一部	平成19年10月4日

## 福岡県告示第1980号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市曲字稗ヶ浦1876番2、1876番10及び1876番14から1876番16まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市曲1592番地

宮崎 正行

## 福岡県告示第1981号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市乙金東一丁目1076番11

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前1丁目1番33号

株式会社富士開発九州支店 代表取締役 小尾 洸

## 福岡県告示第1982号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡赤村大字内田字八郎嶋1385（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1983号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字倉谷799の22、799の126、字神有1512の22、1512の36、1513の6、1513の8、1513の17、字ナカノ1905の1、2015、字普門寺2741の19、2908の1、2947の6

、2972の3、2973の1、2974の12、字南河内2975の4、2975の9、2975の10、3004の2、3109の40、字青井手3114の2、字仙道3301の1、3322、3341の2、3344の1、3357、3380の1、3381の1、3383の3、3383の9、3383の10、3383の38、3383の45、3383の57から3383の60まで、3383の65、3383の67、3383の69、3383の70、3383の79、3383の99、3383の101、3383の105、3392の82、3403、3406の2、3409、3429、3437、字タカヤ4133の1、屏字荒谷1655の3

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1984号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字山セ川555の5・555の20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1985号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市内住字福ヶ谷1745の3、1778の2、1745の2、1778の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1986号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市馬敷字山立1010・1012・1015の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1987号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字中元寺字大只越3260の2（次の図に示す部分に限る。）、字二浦3266の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1988号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字探銅所字山辺4296（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1989号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市舍利蔵字松口444の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1990号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安真木字西ノ谷6500・字西ヶ迫6502（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第1991号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市上字ワキ田1144

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第1992号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市桑曲字薄ヶ藪644の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1993号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

宮若市脇田字福井2620の2、2625の2、2625の4

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1994号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市泉河内字粕塚23の5、23の6、字ハルタ1341の7、字熊ヶ倉1720の2、1720の9、字吉原2145の6、2145の11、2156の2、2156の13、字クリノ2350の11、字トラ

ノハタ2435の4、2435の7、字竹ノ谷2473の3

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1995号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市屏字ヒノタニ1956の6

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1996号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木志波字山口2827・2832（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1997号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡筑前町三箇山字ゲンダ759の1、759の7、759の10

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゲンダ759の1・759の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1998号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原字狐尾868の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1999号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉郡東峰村大字宝珠山字松山2535の1、2538の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2000号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉郡東峰村大字宝珠山字ナラヲ1706
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2001号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八女郡黒木町大字大淵字上ノ山5715、5716の1、5716の2、5718、5719の1、5720、字山ノ口5778の2、5785、字石佛6664の1、6666の1、6669の1、6673の1、6673の2、6674、6675の1、6676の1、字藤ノ尾7372の1、7372の3、7373から7376まで

、字村下7745の2、7747、7790、7791、7793の2、字土割7887の1から7887の3まで、7901、7902、7904の2

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2002号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字城平3525の2、3527の1、3527の3、3529の2、3529の3、3530の2（次の図に示す部分に限る。）、字古巣家3533の2

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古巣家3533の2・字城平3527の1・3530の2（以上3筆について次の図に示

す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2003号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字ヲダラ2236の2、2236の7、2236の9、2236の11、2236の32、2236の46から2236の51まで、2236の56、2236の62

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヲダラ2236の7、2236の2・2236の9・2236の46・2236の47（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2004号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字漆原1257の8から1257の10まで、字西後川内5057の12、5095の49

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2005号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町下横山字向山1520から1524まで、字小谷1557、1561、1562、1573

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2006号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字東上105の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

105の1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 肉用牛(黒毛和種)

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検 査 成 績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平19福岡県1第1号	院笹9	平成12年5月15日	宮崎県	2級	独立行政法人有(貸付)	宗像市東郷 宗像市長
平19福岡県1第2号	優山1	平成13年3月7日	宮崎県	2級	独立行政法人有(貸付)	宗像市東郷 宗像市長
平19福岡県1第3号	福幸長	平成14年4月18日	兵庫県	2級	個人有	福岡市早良区 水崎 幸司

平19福岡県1第13号	茂姫波	平成16年10月24日	福岡県	2級	個人有	小郡市光行 池田 元幸
平19福岡県1第14号	松忠次郎	平成17年12月17日	福岡県	2級	その他	久留米市荒木町 (内)内田ラクト牧場
平19福岡県1第15号	北城勝	平成17年7月6日	福岡県	2級	個人有	久留米市城島町 倉重 文孝
平19福岡県1第16号	天宝	平成15年6月21日	福岡県	2級	個人有	久留米市城島町 倉重 文孝
平19福岡県1第17号	平紋	平成18年2月7日	福岡県	2級	個人有	久留米市城島町 倉重 文孝
平19福岡県1第18号	北勝平	平成17年4月12日	福岡県	2級	個人有	久留米市三潆町 森田 利満
平19福岡県1第19号	松平勝	平成15年6月28日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町 中村 博之
平19福岡県1第20号	糸秀165の9	平成17年2月15日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町 中村 博之

2 豚(大ヨークシャー種)

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検 査 成 績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平19福岡県1第4号	フクオカヨーク 2004 - 102	平成16年9月28日	福岡県	2級	県有	筑紫野市 大字吉木 福岡県農業総合 試験場
平19福岡県1第5号	フクオカヨーク 2004 - 150	平成17年3月5日	福岡県	2級		
平19福岡県1第6号	フクオカヨーク 2004 - 156	平成17年3月10日	福岡県	2級		
平19福岡県1第7号	フクオカヨーク 2005 - 134	平成17年9月23日	福岡県	2級		
平19福岡県1第8号	フクオカヨーク 2005 - 209	平成18年3月11日	福岡県	2級		
平19福岡県1第9号	フクオカヨーク 2006 - 9	平成18年4月6日	福岡県	2級		

平19福岡県 1第10号	フクオカヨーク 2006 - 20	平成18年4月11日	福岡県	2級		
平19福岡県 1第11号	フクオカヨーク 2006 - 27	平成18年4月25日	福岡県	2級		

## 3 豚(デュロック種)

種畜証明書 番号	名前	生年月日	産地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
平19福岡県 1第12号	スペシャルドリー ムエクスプレ ス05 - 763	平成17年11月16日	大分県	2級	県有	筑紫野市 大字吉木 福岡県農業総合 試験場

## 公告

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者として指定した障害者就業・生活支援センターについて、変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成19年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所

## (1) 名称

社会福祉法人野の花学園

障害者就業・生活支援センター野の花

## (2) 住所

福岡市中央区六本松1 - 2 - 22

## 2 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地

変更前	変更後	変更の時期
福岡市西区今津4820 - 2	福岡市中央区六本松1丁目2番22号 福岡県社会福祉センター5階	平成19年10月1日